

改 正 案	現 行
関税法施行規則(昭和四十一年大蔵省令第五十五号)	関税法施行規則(昭和四十一年大蔵省令第五十五号)
(船用品を外国貨物のまま積み込む)とがでれる遠洋漁業船等の指定)	(船用品を外国貨物のまま積み込む)とがでれる遠洋漁業船等の指定)
第三条 令第111条(船用品を外国貨物のまま積み込む)とがでれる遠洋漁業船等の指定)に規定する財務省令で定める船舶は、東経百十八度及び東経百五十九度の線並びに北緯二十度及び北緯四十五度の線で囲まれた海域を除く海域において行ふ同条に規定する母船式捕鯨業に従事する母船、独航船、運搬船及び補給船とする。	第三条 令第111条(船用品を外国貨物のまま積み込む)とがでれる遠洋漁業船等の指定)に規定する財務省令で定める船舶は、次に掲げる漁業に従事する母船、独航船、運搬船及び補給船とする。
一 漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令(昭和三十八年政令第六号)以下「指定漁業令」と云ふ。)第一項第五号に掲げる母船式底びき網等漁業のうち底びき網を使用して行なう漁業で、ベーリング海の海域において行なつもの(用ひつてえびかん詰を製造するためのものに限る。)	一 漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令(昭和三十八年政令第六号)以下「指定漁業令」と云ふ。)第一項第五号に掲げる母船式底びき網等漁業のうち底びき網を使用して行なう漁業で、ベーリング海の海域において行なつもの(用ひつてえびかん詰を製造するためのものに限る。)
二 指定漁業令第一項第九号に掲げる母船式捕鯨業で、東経百十八度及び東経百五十九度の線並びに北緯二十度及び北緯四十五度の線で囲まれた海域を除く海域において行なつせる	二 指定漁業令第一項第九号に掲げる母船式捕鯨業で、東経百十八度及び東経百五十九度の線並びに北緯二十度及び北緯四十五度の線で囲まれた海域を除く海域において行なつせる
三 指定漁業令第一項第十五号又は第十六号に掲げる母船式やか・おゆ漁業又は母船式かに漁業で、北緯四十六度の線以北の太平洋の海域において行なつせる	三 指定漁業令第一項第十五号又は第十六号に掲げる母船式やか・おゆ漁業又は母船式かに漁業で、北緯四十六度の線以北の太平洋の海域において行なつせる
別紙第1号書式 (書式省略)	別紙第1号書式 (書式省略)
備考 1~7(省略)	備考 1~7 同上
8 本邦へ入国する者が入国の際に携帯して輸入する貨物若しくは法第六条の二第一項第二号イ(税額の確定の方式)に規定する政令で定めるところにより別送して輸入する貨物又は令第三条第二項第一号(賦課課税方式を適用する貨物の指定)に掲げる貨物について電子計算機を使用して納税告知書を作成する場合で、日本工業規格(工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第十七条第一項(8 本邦へ入国する者が入国の際に携帯して輸入する貨物について電子計算機を使用して4に掲げる事項を記載する場合には、各片を領收済通知書、納税告知書、領收証書及び領收控の順に接続することができる。

日本工業規格)に規定する日本工業規格をいう。) X0012 (情報処理用語(データ媒体、記憶装置及び関連装置))に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、2及び3にかかわらず、連続して接続した各片に同一内容の4に掲げる事項を印字する方法によることができる。

9 (省略)

9 同上